

【指針本文】

2-3 業務履行段階

(設計条件の変化等に応じた適切な設計変更)

設計条件を適切に設計図書に明示し、関連業務の進捗状況等、業務に係る様々な要因を適宜確認し、設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合、設計図書に明示されていない設計条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う¹⁾。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。

また、**賃金水準又は物価水準の変動**により受注者から業務委託料の変更について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、業務委託料の変更を行う。

参考

¹⁾ 例えば、「土木設計業務等変更ガイドライン」(国土交通省)を参照すること。

【解説】

○設計図書の変更¹⁾

設計図書の変更に係る手続については、公共土木設計業務等標準委託契約約款第18条において、以下のとおり定められている。

【設計図書の変更に係る手続】

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
 - 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後○日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

※公共建築関係業務では、公共建築設計業務標準委託契約約款第 19 条において、設計仕様書の変更手続きについて定められている。

出典) 「公共土木設計業務等標準委託契約約款」(平成 7 年 5 月(最終令和 2 年 3 月)中央建設審議会)
「公共建築設計業務標準委託契約約款」(平成 8 年 2 月(最終令和 2 年 3 月)国土交通省)

○ 賃金水準又は物価水準の変動 ¹⁾

測量、調査及び建設コンサルタント等は、設計業務委託等技術者単価に基づき、積算や見積作成がなされているが、賃金水準や物価水準の変動により、業務委託料の変更の協議を請求することができる。

【労務単価等の取扱いの特例措置】

「令和 2 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「令和 2 年度設計業務委託等技術者単価について」(令和 2 年 2 月 14 日付け国官技第 332 号、国港技第 72 号、国空空技第 480 号)により、令和 2 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価(以下「新技術者単価」という。)が決定されたところである。

また、「令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」(令和 2 年 2 月 14 日付け国土建労第 1303 号、国港技第 71 号)により、令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)が決定されたところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

第一 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第二に定める建設コンサルタント業務等(「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」(昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号)第 3 各号に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」(昭和 53 年 11 月 21 日付け建設省営管第 383 号)第 3 各号に定める業務並びに「契約業者取扱要領」(昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号)にいう測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。)の受注者は、別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

令和 2 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算に当たって、「平成 31 年度設計業務委託等技術者単価について」(平成 31 年 2 月 22 日付け国官技第 356 号、国港技第 79 号、国空空技第 506 号)において定められた設計業務委託

(参考資料)

- 1) 「令和 2 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について(令和 2 年 2 月国土交通省)

等技術者単価及び「平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（平成 31 年 2 月 22 日付け国土建労第 1727 号、国港技第 78 号）において定められた公共工事設計労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P \text{新} \times k$$

この式において、「P 新」及び「k」は、それぞれ次に掲げるものとする。

P 新：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k：当初契約の落札率

第三 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。

別表

- (1) 「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 26 号）別冊土木設計業務等委託契約書第 50 条
- (2) 「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」（平成 8 年 2 月 29 日付け港管第 444 号）別冊設計・測量・調査等業務契約書第 50 条
- (3) 「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 10 年 10 月 1 日付け建設省厚契発第 37 号）別冊建築設計業務委託契約書第 50 条
- (4) 「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 10 年 10 月 1 日付け建設省営管発第 335 号）別冊建築設計業務委託契約書第 50 条
- (5) 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 13 年 2 月 15 日付け国官地第 3-2 号）別冊建築工事監理業務委託契約書第 40 条
- (6) 「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 13 年 2 月 15 日付け国営管第 7 号、国営技第 2 号）別冊建築工事監理業務委託契約書第 40 条
- (7) 「調査・測量等業務契約書について」（平成 22 年 10 月 29 日付け国空予管第 628-2 号）第 50 条
- (8) 「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」（平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 396 号）別冊調査業務請負契約書第 48 条
- (9) 「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」（平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 397 号）別冊業務契約書第 36 条

(10)「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成24年1月10日付け
国地契第64号、国北予第28号)別冊発注者支援業務委託契約書第51条

(11)「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成24年1月27日付け
国港総第577号)別冊発注者支援等業務契約書第53条

出典)「令和2年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について(令和2年2月国土交通省)

(参考資料)

- 1)「令和2年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について(令和2年2月国土交通省)

【指針本文】

(履行状況の確認等)

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウィークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシート**の活用²⁾、**スケジュール管理表**の運用の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

さらに必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものの活用に努める。

また、必要に応じて、受注者の照査体制の確保や照査の実施状況について確認する。

参考

²⁾ 例えば、「条件明示ガイドライン（案）」（国土交通省）を参照すること。

【解説】

○ **ウィークリースタンスの適用** ¹⁾

「ウィークリースタンス」とは、業務や工事を円滑化かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善しよりいっそう魅力ある仕事や職場の創造に努めることを目的に実施するものである。

【ウィークリースタンスの概要（中部地方整備局の事例）】

- 発注者として受発注者対等な立場を再認識し、“ウィークリー・スタンス”を徹底
 ※平成29年4月以降契約の全ての業務で、業務環境の改善に向けた取り組みの試行を実施
 （土木関係建コン業務、測量業務、地質調査業務）

《 ウィークリー・スタンス「**chubuミッション5**」 》

1. 依頼は、主任調査員名でメール送信
2. 原則、勤務時間外の作業依頼禁止
3. 作業内容に見合った作業期間確保（最低3日間）
4. 週末依頼の週初め提出期限の禁止
5. 原則、16時以降の打合せ禁止



| | | | | | | | | | |
|-----------------|-------------------------|----|----|-------------------------|-----------------|-----------------|----|----|----|
| 金 | 土 | 日 | 月 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | |
| 依頼 | ✗ | | 提出 | 依頼 | 作業期間 (最低3日間) | | | 提出 | |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 受注者 移動 時間 | 打合せ 時間帯 (10時～12時) | | 昼食 | 打合せ 時間帯 (13時～16時) | | 受注者 移動 時間 | | | |

出典) 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
 業務・マネジメント部会 (令和元年度 第1回) 資料2

○ 条件明示チェックシートの活用

国土交通省では、詳細設計業務の発注時に受発注者で詳細な設計条件等を確認するためのツールとして条件明示チェックシートを活用している。※

【条件明示チェックシートの概要】

実施内容

- 詳細設計業務発注時において、受発注者が必要な設計条件等を確認するためのツールとして、**条件明示チェックシート(案)を活用**

- ・ 未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や協議の進捗状況等を条件明示チェックシート(案)に記載し、詳細設計業務の受注者に提示
- ・ 受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート(案)を業務スケジュール管理表に反映し運用

条件明示チェックシート(案)の確認項目

- ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
- ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
- ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
- ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認
- ⑤ その他(事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認)



適切な時期に設計条件を受注者に提示し、発注者の責任を確実に履行

国交省土木業務関連HP : <http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumukankei.html>

実施体制(案)

- 確実な条件明示のための体制として、「**設計業務の条件明示検討会(仮称)**」を開催[※]し、明示すべき設計条件について、設計図書に確実に反映できているかを副所長以下の複数の視点で確認

※検討会の開催が有効と判断される業務において開催

〔開催時期〕 詳細設計業務発注の決裁前に実施

〔確認体制〕 副所長、発注担当課長、調査職員等

〔準備資料〕 条件明示チェックシート(案)、設計図書(特記仕様書他) 等

出典) 国土交通省作成資料

※建築関係を除く

国土交通省の建築設計業務では、受注者が企画内容に対しどのような対応(設計図書への反映)を行ったのかを記入するための「企画書対応確認書」の様式を定め、これを活用している。

また、建築設計においては、特に基本設計段階における適切なコスト管理が重要であることから、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」を定め、これを活用している。

様式に変更することは妨げない。また、試行を通じて作成、管理した業務スケジュール管理表や業務内容に応じて新たに作成、管理したスケジュール管理表については、その活用状況を報告すること。

- 受注者による確実な照査の実施のため、照査の実施時期、必要な期間及び照査技術者による説明の時期について、受注者と協議の上、その着手日、期限及び説明日を定め、業務スケジュール管理表に明記し、適正な照査期間の確保に配慮した業務スケジュール管理に努める。
- 業務スケジュール管理表には、クリティカルパスを記載するとともに、業務履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項について、受注者と協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を明記し、履行期限までに業務が完了するよう円滑な業務進捗を図る。
- 業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】を配布する際には、発注者が想定する履行期間の内訳について受注者へ提示すること等により、受発注者間の良好なコミュニケーションを図るものとする。
- やむを得ず履行期間の延長及び契約内容の変更が必要となった場合は、業務スケジュール管理表を活用し、適切な履行期間の確保を図る。

出典) 国土交通省作成資料

令和2年度「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式の改善等」重点方針(案)国土交通省

※建築関係を除く

(参考資料)

- 1) 令和2年度「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式の改善等」重点方針(案)国土交通省

【指針本文】

(労働環境の改善)

労働時間の適正化や労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など**労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善**に努めることについて、必要に応じて受注者への指導が図られるよう、関係部署と連携する。

賃金の適正な支払い等を促進するため、前金払制度の活用、既に前金払制度を導入している場合には、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用等により、受注者の資金調達の円滑化を図る。

現地調査を行う業務においては、**受注者へ熱中症対策や寒冷対策の実施**、ICT 等の積極的な導入などを促し、作業の効率化等を実施するよう努める。

【解説】

○ 労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善 1) 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)

国土交通省では、発注工事に関し「建設産業における生産システム合理化指針」に沿った建設産業における生産システムの合理化が図られるよう、受注者に対し、その周知に努めることとしており、設計図書（現場説明書）に当該指針の順守に関する事項を記載することにより、受注者の指導の徹底を図っている。業務においても、工事に準じて労働条件の改善に努める。

【建設労働者の雇用条件等の改善】

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも別表 2 に定める事項について措置するものとする。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が別表 2 に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

別表 2（雇用・労働条件の改善に関する部分のみ抜粋）

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月 1 回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

出典) 「建設産業における生産システム合理化指針」(平成 3 年 2 月国土交通省)

また、発注者と受注者との間の取引において、建設業法に照らし、受発注者はどのような対応をとるべきか、また、どのような行為が不適切であるかを明示した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定している。

【発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要】

I. 背景・目的

- 建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。
- これまでも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。
- 発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつながるもの。
- このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

II. ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

1. 見積条件の提示

2. 書面による契約締結

- 2-1. 当初契約
- 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約
- 2-3. 工期変更に伴う変更契約

3. 不当に低い発注金額

4. 指値発注

5. 不当な使用資材等の購入強制

6. やり直し工事

7. 支払

8. 関係法令

8-1. 独占禁止法との関係

（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係）

8-2. 社会保険・労働保険（法定福利費）

（社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約）

※ガイドライン全文については、国土交通省ホームページに掲載

III. 周知先

- ①公共発注者（各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等）
- ②主要民間団体（経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等）
- ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局

※平成23年8月29日付で左の関係先に通知。

出典）「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年8月国土交通省）

（参考法令等）

i) 基本方針 第1（公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項）

（参考資料）

- 1) 「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月国土交通省）
- 2) 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年8月国土交通省）
- 3) 「建設業法令遵守ガイドライン」（平成19年6月（最終平成26年10月）国土交通省）
- 4) 「平成25年度建設業法令遵守推進本部活動結果等について」（平成26年4月国土交通省）
- 5) 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成24年7月国土交通省）
- 6) 「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」（平成26年8月国土交通省・建設業5団体）
- 7) 「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月国土交通省）

【指針本文】

(受注者との情報共有や協議の迅速化等)

受注者からの協議等について、迅速かつ適切な回答に努めるとともに、**データがクラウド上で簡単にアクセスできる基盤を構築**するよう努める。

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査**の実施に努める。

特に地質情報の不確実性が高い現場における業務の合同現地踏査等には、地質調査等の受注者等が参画するよう努める。

変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。

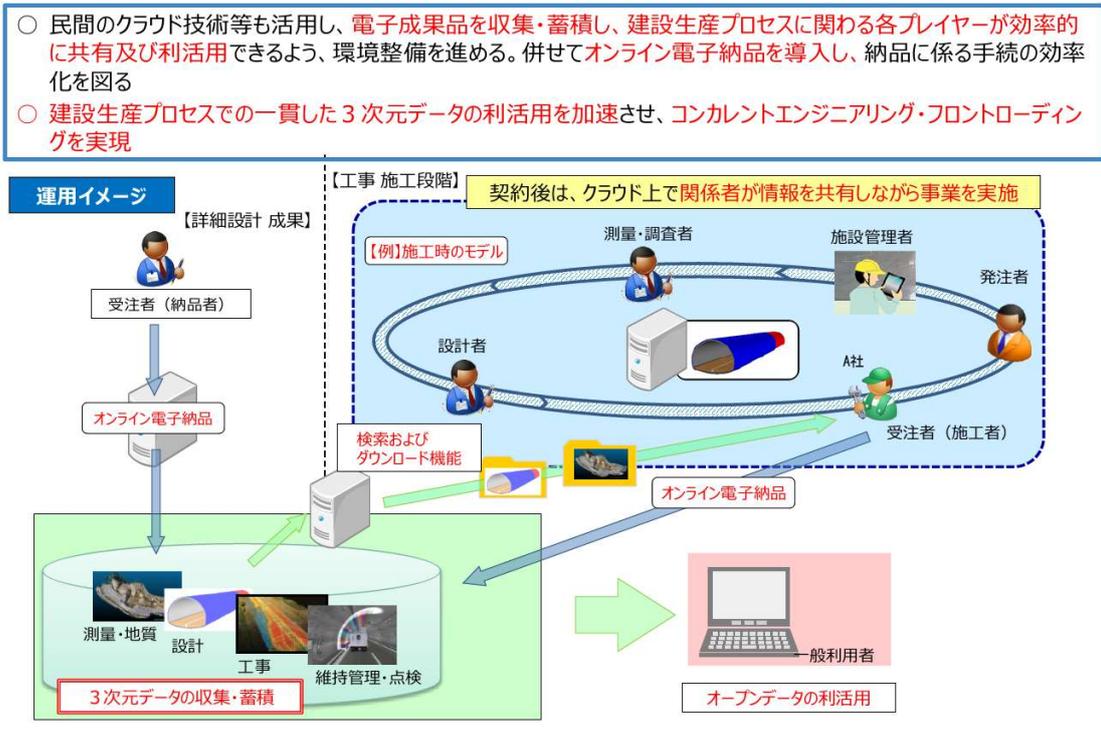
業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、BIM/CIM や3次元データを積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、情報共有システム等の活用の推進に努める。また、テレビ会議や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め、情報共有が可能となる環境整備を行う。

【解説】

○ データがクラウド上で簡単にアクセスできる基盤を構築

国土交通省では、民間のクラウド技術等も活用して電子成果品を収集・蓄積し、建設生産プロセスに関わる各プレイヤーが効率的に共有及び利活用できるよう、環境整備を進めることを目指すとしている。

【3次元データ等の流通・利活用に向けた環境整備（イメージ）】



○ 発注者と受注者による合同現地踏査

合同現地踏査は、受発注者が合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針等の明確化・共有し、それらを設計成果に適切に反映させることにより設計成果の品質向上を図ることを目的に国土交通省で行われている。

【合同現地踏査の概要】

1. 目的

- 設計方針等を関係者で共有し、設計に適切に反映させることで成果の品質向上を図るため、受発注者が合同で現地踏査を実施

2. 実施内容

■ 概要

設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針等、設計に際し留意すべき現地の情報や状況を関係者が一堂に会し共有し、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映

【事例】

設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、
 進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路 等

■ 実施体制

受注者 (管理技術者)

発注者 (主任調査員または調査職員、工事監督者または主任監督員と見込まれる者)

■ 留意点

- 業務内容に応じて、合同現地踏査への「参加者の選定」と「適切な開催時期の設定」を行う
- 受発注者間で事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める
- 実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底すること

3. 対象

- 重要構造物に関する詳細設計業務について、原則実施。その他の設計業務についても、受発注者合同の現地踏査が有効な業務については、積極的に実施する。なお、受発注者協議により、複数回実施することも可能

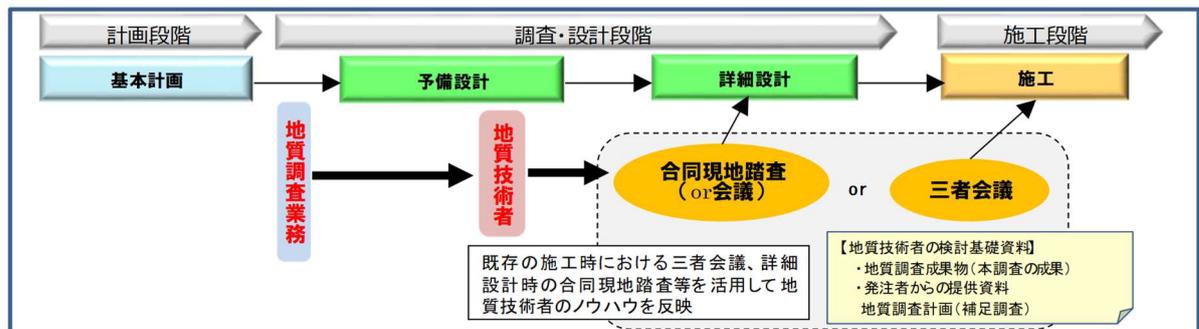
出典) 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会 (平成 29 年度 第 2 回) 参考資料 5

さらに、国土交通省では、地盤に関するリスクに対して設計や施工段階で的確に対策を講じることができるよう、地質調査を実施した技術者が合同現地踏査や三者会議に参加する試行に取り組んできた。

【地質技術者の参画による品質確保の試行の概要】

- ◆ 地盤に関するリスクに対して設計や施工段階で的確に対策を講じることができるよう、**地質調査で得られた知見等を確実に伝達**するため、地質調査を実施した技術者が**合同現地踏査や三者会議に参加し、設計者・施工者に調査で得られた知見などを直接伝達**
- ◆ 地質構造の複雑な箇所や地形の変化が大きい個所など、特に**地質情報の不確実性が高い現場を対象**に実施

【地質技術者の参画による品質確保の流れ】



出典) 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
 業務・マネジメント部会 (平成 30 年度 第 2 回) 資料 4

○ 変更手続の円滑な実施 ^{1) 2)}

国土交通省では、設計変更に伴う契約変更の取扱いや業務の一時中止に伴う取扱い等について、受発注者間の共通の目安となるガイドライン(土木設計業務等変更ガイドライン 平成27年3月)を策定している。

【土木設計業務等変更ガイドラインの概要】

1. はじめに

(1) 土木設計業務等の特性

○土木設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。

※「土木設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。

(2) 発注者・受注者の留意事項

○発注者は、国庫債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。

また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越(翌債)の適切な運用を行う。

○発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。)の変更の円滑化を図る必要がある。

○発注者は、必要な業務の条件(必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。)を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて条件明示チェックシート等を活用し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。

○受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。

○受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。

○受発注者は、業務管理スケジュール表等による業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。

○受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。

○受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

1. 当初発注時点で予期しなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
3. 所定の手続(契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条)を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合(改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象)
5. 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

【留意事項】

◆設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

1. 受・発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
2. 受・発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
3. 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受・発注者は遅滞なく行うものとする。
4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。(プロポーザル方式の場合)

3. 土木設計業務等の変更の対象とならない不可能なケース

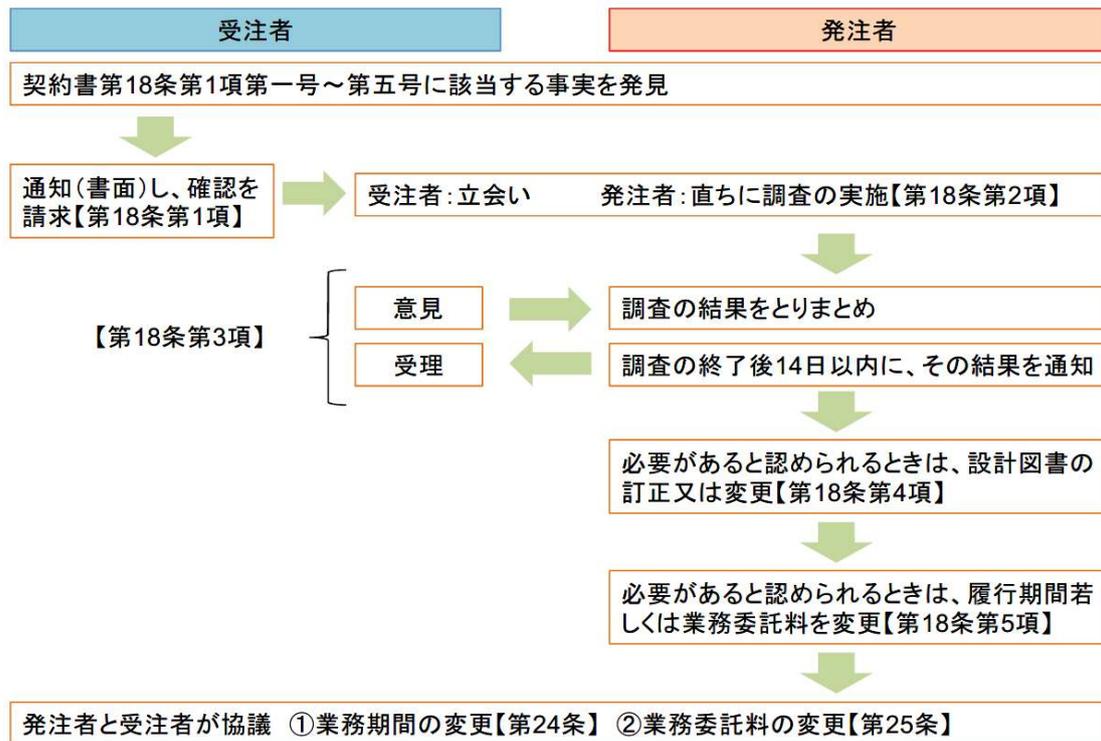
【基本事項】

◆下記のような場合においては、原則として契約書第24条及び第25条の変更ができない。

ただし、契約書第26条(臨機の措置)の場合はこの限りではない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
2. 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
3. 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合(契約書第18条～第25条、共通仕様書第1121条～第1124条)
4. 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

4. 土木設計業務等の変更の手続きフロー



出典) 「土木設計業務等変更ガイドライン」(平成27年3月国土交通省技術調査課)

また、建築設計業務等については「建築設計業務等変更ガイドライン(案)」(令和2年3月国土交通省)を策定している。

(参考資料)

- 1) 「土木設計業務等変更ガイドライン」(平成27年3月国土交通省技術調査課)
- 2) 「建築設計業務等変更ガイドライン(案)」(令和2年3月国土交通省)

【指針本文】

2-4 業務完了後

(適切な検査・業務成績評定等)

受注者から業務完了の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期限内に業務の完了を確認するための検査を行い、その結果を業務成績評定に反映させ、受注者へ速やかに通知する。

各発注者は**業務成績評定を適切に行うために必要となる要領¹⁾や技術基準**の策定に努める。

また、ICTの積極的な活用により、検査書類等の簡素化や作業の効率化に努める。

業務の実績等については、テクリス等を積極的に活用し、発注者間での情報の共有に努める。業務の成果は、将来のAI活用等によるデータ利活用環境の構築のため、受注者が適切な形式で保存した電子データを業務の成果品として受領し、適切な期間保存する。その際、**オンライン電子納品の推進**に努めるとともに、データがクラウド上で簡単にアクセスできる環境を構築するよう努める。

地盤状況に関する情報の把握のための地盤調査（ボーリング等）を行った際には、位置情報、土質区分、試験結果等を確認するとともに、**情報を関係者間で共有**できるよう努める。

参考

¹⁾ 例えば、「委託業務等成績評定要領」（国土交通省）など

【解説】

○ 業務成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準¹⁾

国土交通省では、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的として、地方整備局の所掌する委託業務等の成績評定に必要な事項を定めた委託業務等成績評定要領を策定している。

業務成績の評定点は考査項目ごとに評価を行い、加減点の合計により算出している。

【委託業務等成績評定要領の概要】

- 評定対象は、原則として1件の契約金額が100万円を超える委託業務等
- 委託業務等の評定者は、完了検査官、総括監督（調査）員及び主任監督（調査）員
- 考査項目等の例を下表に示す

項目別評定点

業務名：

| 考 査 項 目 | 細 別 | 業務評定 (評定点/満点) | 技術者評定 | | | |
|-----------------|-----------|------------------|--------------------------------------|---------------------------|---------------------------|-----|
| | | | 管理技術者 主任技術者 (注1・2) (評定点/満点) | 担当技術者 (評定点/満点) (注1) | 照査技術者 (評定点/満点) (注1) | |
| プロセス評価 | 実施能力の評価 | 実施体制と執行計画 | 点/点 | 点/点 | 点/点 | 点/点 |
| | 実施状況の評価 | 執行管理 | 点/点 | 点/点 | 点/点 | 点/点 |
| | | 品質管理 | 点/点 | 点/点 | 点/点 | 点/点 |
| | | 業務特性 | 点/点 | 点/点 | 点/点 | 点/点 |
| | | 創意工夫 | 点/点 | 点/点 | 点/点 | 点/点 |
| | 説明調整能力の評価 | 説明調整能力 | 点/点 | 点/点 | 点/点 | 点/点 |
| | 取組姿勢 | 責任感・積極性・倫理観 | 点/点 | 点/点 | 点/点 | 点/点 |
| 結果の評価 | 成果物の品質 | 点/点 | 点/点 | 点/点 | 点/点 | |
| 評定点の小計(注3) | | 点/点 | 点/点 | 点/点 | 点/点 | |
| 事故等による減点 | | 点 | 点 | 点 | 点 | |
| 瑕疵修補又は損害賠償による減点 | | 点 | 点 | 点 | 点 | |
| その他() | | 点 | 点 | 点 | 点 | |
| 総合評定点(注3) | | 点 / 100点 | 点 / 100点 | 点 / 100点 | 点 / 100点 | |

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。
 2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
 3. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

出典) 委託業務等成績評定要領 国土交通省(平成30年1月国土交通省)

公共建築工事に係る建築設計等委託業務については、「公共建築設計等委託業務成績評定基準」を各省庁統一の基準として制定するとともに、国、都道府県及び政令市において「建築設計等委託業務成績評定要領作成指針」等を取りまとめ、成績評定の標準化を図っている。また、同意する発注者間で業務成績データの共有化を実施している。

(参考資料)

- 1) 「委託業務等成績評定要領」(国土交通省)
- 2) 「公共建築設計等委託業務成績評定基準」(平成21年4月国土交通省)
- 3) 「建築設計等委託業務成績評定要領作成指針」(国土交通省)

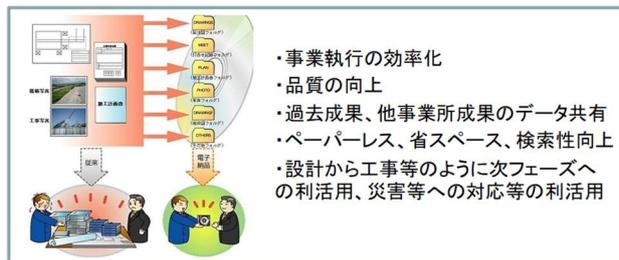
○ オンライン電子納品の推進

国土交通省では、業務成果の納品に際して、従前から進めてきた電子納品の更なる省力化と効率化を図るため、情報共有システム上の電子成果品をインターネットを介して納品するオンライン電子納品の取り組みを進めている。

【オンライン電子納品の概要】

- 電子納品とは、建設生産システムにおける調査・設計・工事等の各段階の成果の一部を電子成果品として電子的に納品すること（平成16年より本格運用中）
- 各事業プロセスや関係者間をまたぐ情報の共有・有効活用を図ることで、公共事業の生産性向上等に寄与
- オンライン化（情報共有システム上の電子成果品を、インターネットを介して納品）により電子納品の更なる省力化、効率化を図る
- 令和2年度の本格運用を目指し、システムを構築

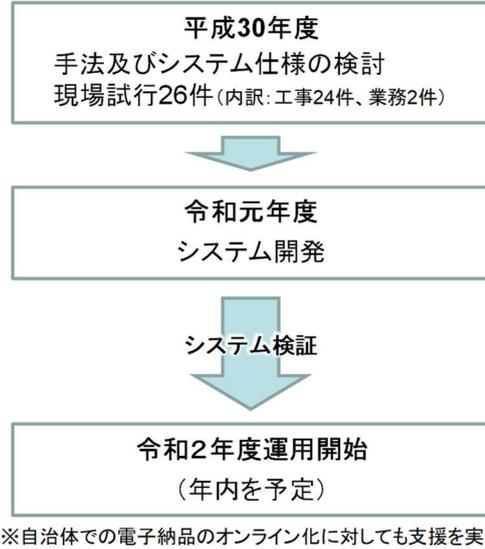
<電子納品のメリット>



オンライン化



<これまでの実施内容と今後の予定>



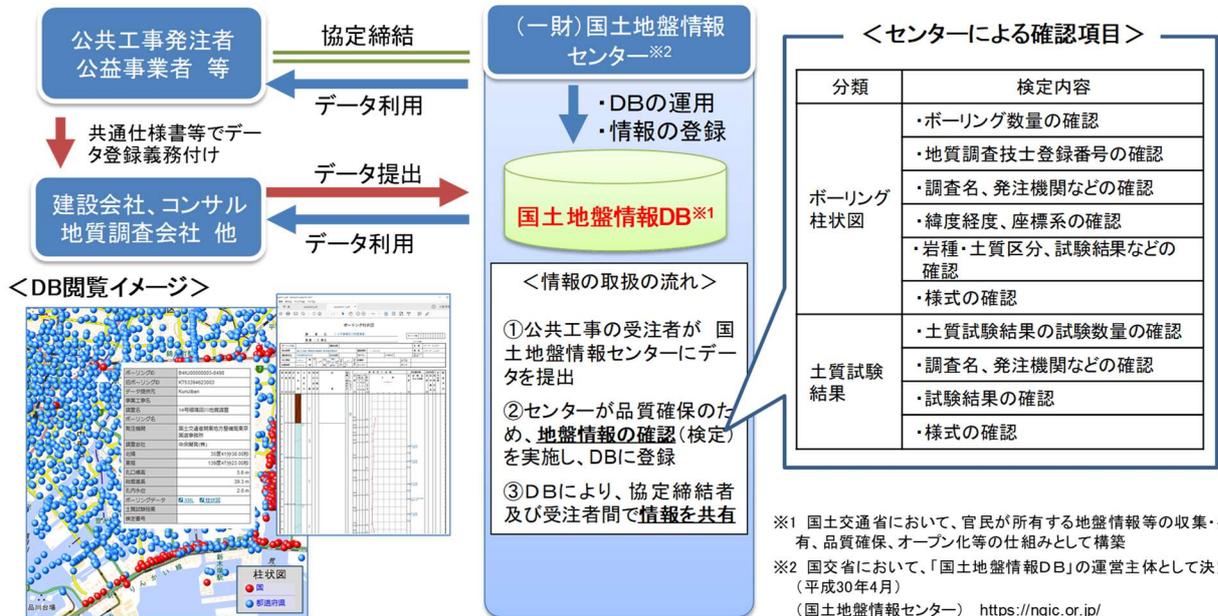
出典) 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会 (令和元年度 第1回) 資料5

○ 地盤情報に関する情報を関係者間で共有

運用指針では、地盤調査を行った際には、そこで得られた情報を確認・共有できるように、情報共有システムの構築と活用の推進に努めることとしている。

【地盤情報を共有するシステムの概要】

—情報の確認・共有の取組例—



出典) 国土交通省作成資料

【指針本文】

2-5 その他

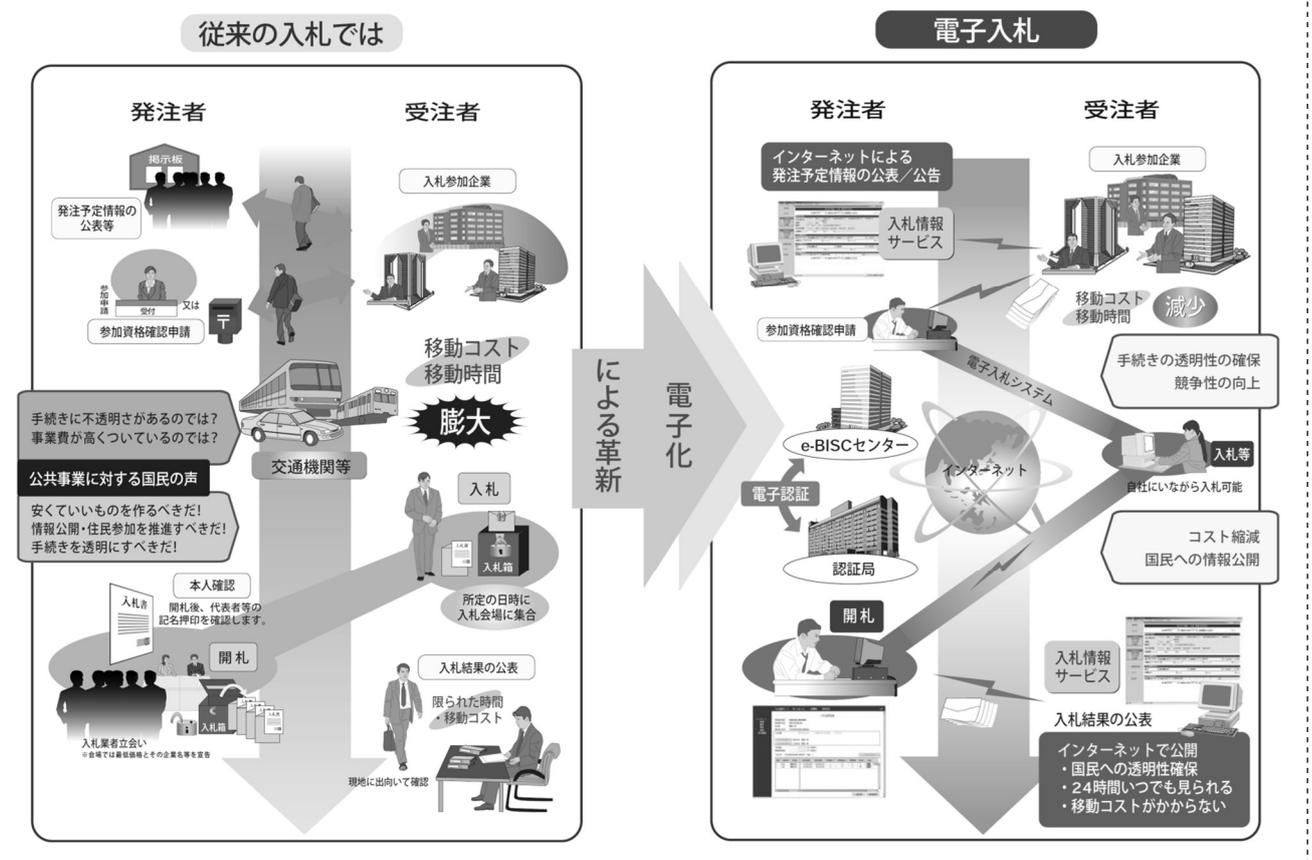
発注者と競争参加者双方の負担を軽減し、競争性を高める観点から、**入札及び契約に関する ICT 活用の推進**、書類・図面等の簡素化及び統一化を図るとともに、競争参加者の資格審査などの手続の統一化に努める。

【解説】

○ 入札及び契約の ICT 化の推進

国土交通省では、競争性の向上、競争参加者の人件費・移動コストの低減、重複入力等による事務負担の軽減等を図るため、平成 15 年度より電子入札を全面実施している。

【入札契約手続を効率化する電子入札（イメージ）】



出典) 「電子入札パンフレット」 (平成 14 年 2 月国土交通省)

